

災害時の郵便局データの提供について

郵便分野ガイドライン解説における記載

【郵便物に関して知り得た他人の秘密であって、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められ、第三者提供が可能となると考えられる事例】

大規模災害等の緊急時に被災自治体において具体的に日本郵便の配達原簿、転居届の情報を活用するユースケースの明確化が必要

事例 1) (略)

事例 2) 大規模災害や事故等の緊急時に、被災者情報・負傷者情報等を地方公共団体等に提供する場合。

事例 3) 徴収職員又は徴税吏員が、国税徴収法第146条の2又は地方税法第20条の11の規定に基づき、国税又は地方税に関する調査について必要があるときに行う協力要請として、住民票を異動せず転出し所在の把握が困難となっている滞納者の転居届に係る情報を照会してきた場合であって、事業者が、当該滞納者の同意を得ることなく、転居届に係る情報を提供する場合。

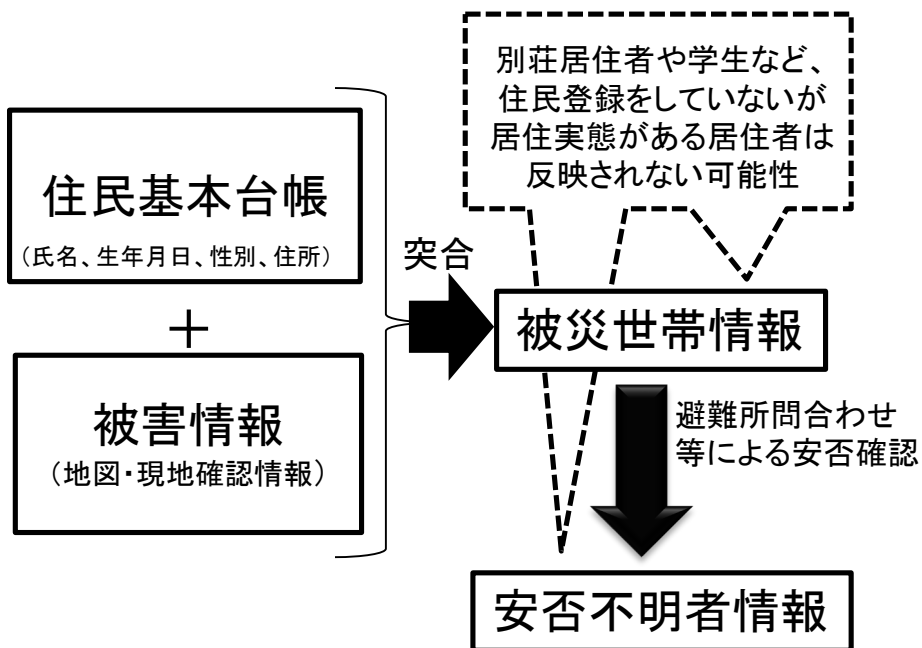
事例 4) 弁護士会が、弁護士法第23条の2の規定に基づき、訴え提起等の法的手続を採ろうとする者（中略）が申立ての相手方の住所の特定を図ろうとするため又は判決等の強制執行をするに際して相手方の住所を特定するため、住民票を異動せず転出し所在の把握が困難となっている当該相手方の転居届に係る情報を照会してきた場合であって、事業者が、当該相手方となる者の同意を得ることなく、転居届に係る情報を、当該弁護士会に提供する場合。

なお、これらの場合において提供できる個人データは、その目的の達成に必要な最小限の範囲のものでなくてはならない。

災害時の郵便局データのユースケースのイメージ①

- ある市では、集中豪雨による土石流の発生により、多くの安否不明者が発生し、市は救助・捜索活動の対象エリアを絞り込むため、捜索対象者となる安否不明者の特定を行うこととした。
- これまでは、地図及び現地で確認された被害情報と住民基本台帳のデータを突合することで、被災世帯を特定し、避難所への問い合わせ等により安否確認を行い、所在が確認できなかった安否不明者のリストを作成。
- 今後、住民基本台帳・被害情報に加え、日本郵便の配達原簿情報を活用することにより、**別荘居住者や学生など住民登録をしていないが居住している可能性がある者も、被災世帯リスト、安否不明者リストに反映されることが可能に。**

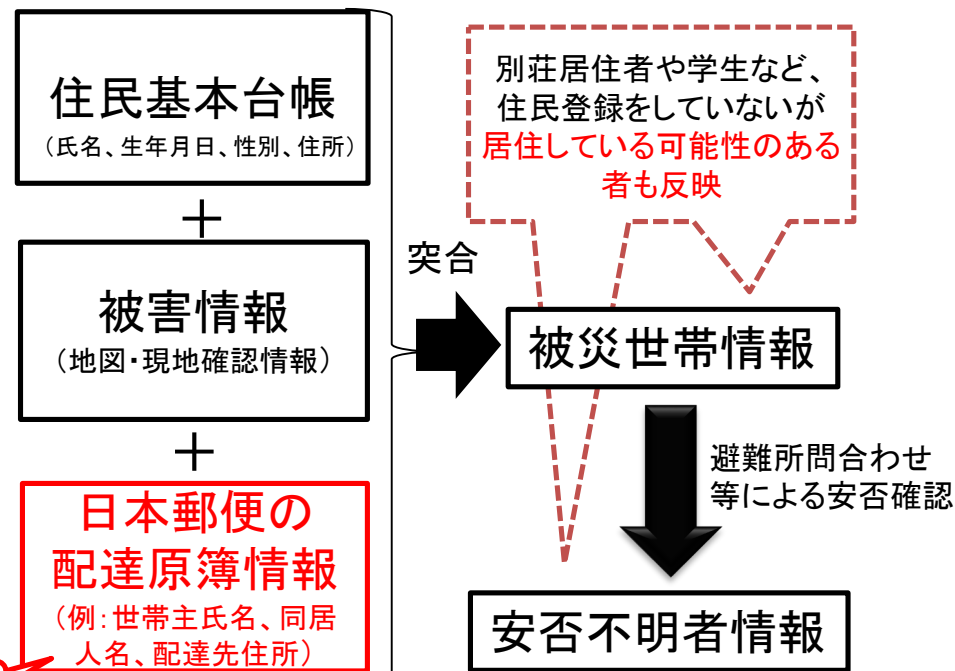
現状



迅速な情報提供を行うことが必要

今後

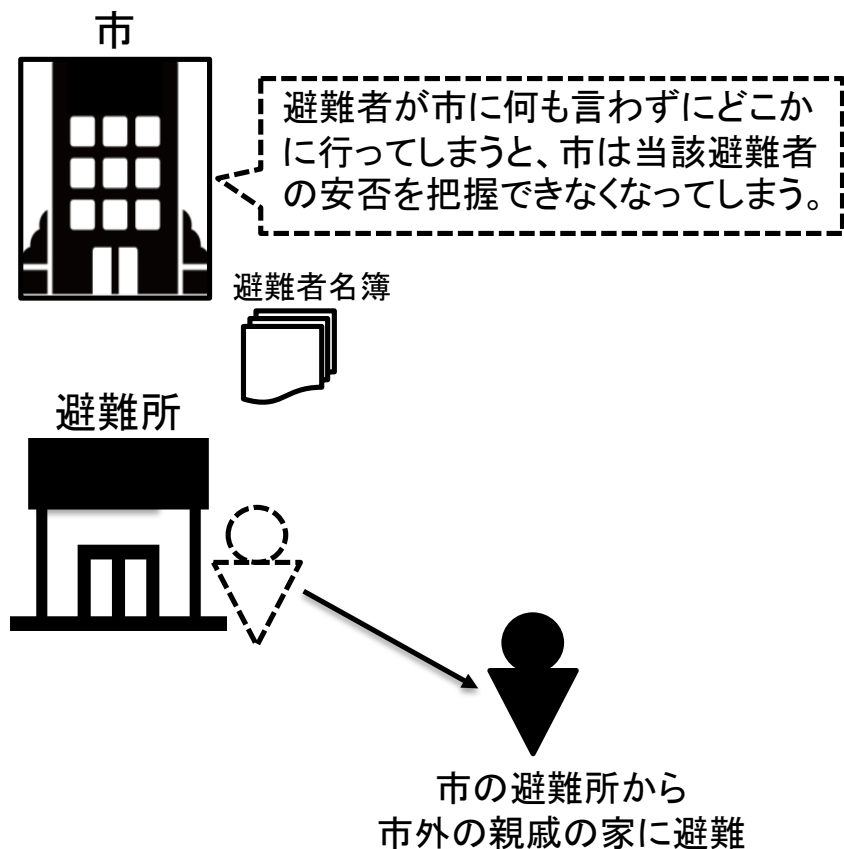
(日本郵便の配達原簿情報の活用)



災害時の郵便局データのユースケースのイメージ②

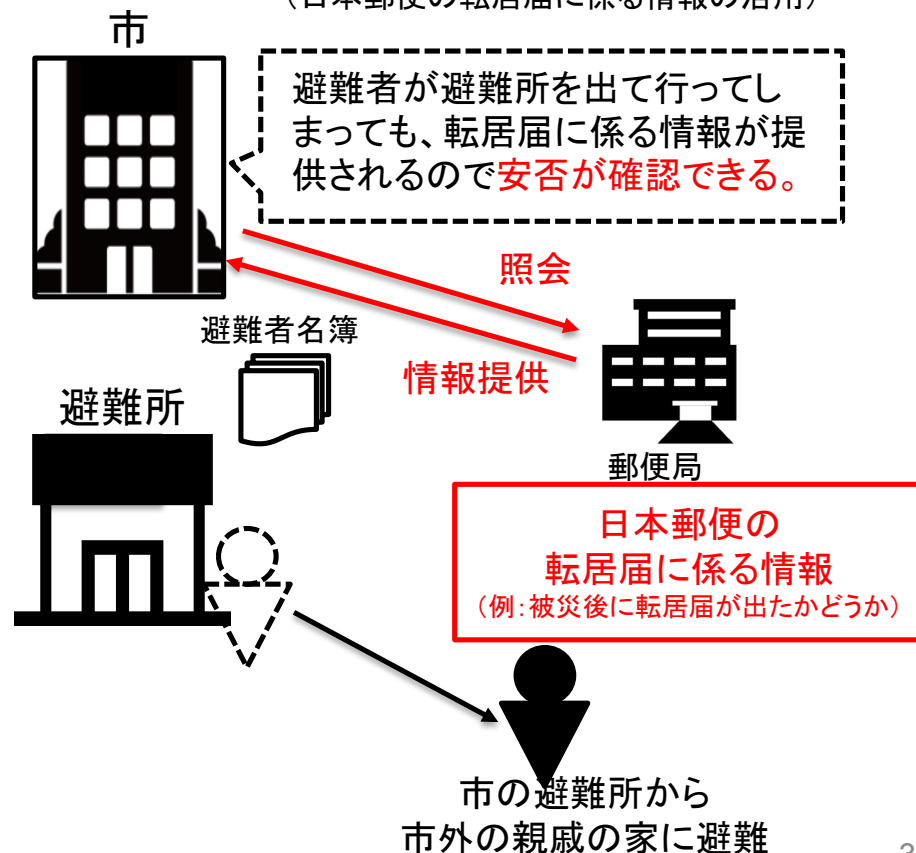
- ある市では、被災地から避難所へ移動してきた方々が、誰がどの避難所にいるのか把握する観点から避難者名簿を作成しているが、市に何も言わずに避難所を出て行ってしまふ人もいる。
- もし、そうした人が市の仮設住居に入ると安否は把握できるが、例えば市外に避難すると把握できない。
- 今後、避難者名簿に登録されていたが居場所が分からなくなった方々について、市が郵便局に照会すれば、転居届に係る情報の提供を受けることができるようにし、**確実な安否確認が可能に。**

現状



今後

(日本郵便の転居届に係る情報の活用)



当面の想定スケジュール

| | 2023年（令和5年） | | | | | | 2024年（令和6年）… | | |
|-----------------|-----------------------|----|----|--------------------------------|-----|-----|------------------------------------|----|-----|
| | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月… |
| アドバイザー リーボード | | | | | | | | | |
| 災害対応 | 協力自治体の決定 ユースケースの決定 | | | 協力自治体・日本郵便との協議 （情報の提供の方法など） | | | | | |
| | | | | | | | 協力自治体と日本郵便との実証 （情報提供はダミーデータによる） | | |
| 税 | 協議調い次第データ提供開始予定 | | | | | | | | |
| 弁護士会 照会 | 令和5年6月1日よりデータ提供開始 | | | | | | | | |